

鹿 児 島 県 公 報

令和8年6月26日（金）第731号の2



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目

次

（※については例規集掲載事項）

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○令和8年4月26日執行の鹿屋市議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査の申立て
に対する裁決

（選挙管理委員会取扱い） 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第33号

令和8年4月26日執行の鹿屋市議会議員選挙に係る当選の効力に関し薩摩川内市平佐一丁目13番地トラスト川内カルディオ101号永井豪から提出された審査の申立てについて、当委員会
は次のとおり裁決した。

令和8年6月26日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

裁

決

書

薩摩川内市平佐一丁目13番地

トラスト川内カルディオ101号

審査申立人 永井 豪

審査申立人（以下「申立人」という。）から令和8年5月15日付け審査申立書をもって提起
された、令和8年4月26日執行の鹿屋市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の
効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、鹿児島県選挙管
理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主

文

申立人の本件審査の申立てを却下する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨 及 び 理 由

1 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、令和8年5月7日付けで鹿屋市選挙管理委員会（以下「市
委員会」という。）に対し当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は同月12
日付けでこの異議の申出を却下する決定（以下「原決定」という。）をした。

申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙における
かわさき勝の当選の効力を無効とする旨の裁決を求めて、本件審査の申立てをしたものであ
る。

2 審査の申立ての理由

その理由を審査申立書に従って要約すれば、次のとおりである。

(1) 開票結果と集票結果に差異が生じており、票の数え直しをすれば、正確な選挙結果にな
る。

(2) 個人が勝手に票数を調整してはならない。

裁

決

の

理

由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第2項に規定されている
地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する審査の申立ては、「その当選の効力に

関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が行うことができるとされているが、その趣旨は、「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の実選挙に参加しうる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意であると解するのが相当である」（昭和39年2月26日最高裁判所大法廷判決）とされている。

この趣旨に照らせば、同項が定める選挙人とは、選挙区のある選挙においては、当該選挙区に所属し、当該選挙区の実選挙に参加し得る権利を有する選挙人に限られると解される。

当委員会において、申立人の本件選挙における選挙権について調査したところ、申立人は本件選挙の選挙人ではなく、また、公職の候補者にも該当しない。

したがって、申立人による本件審査の申立ては不適法であって補正することができないことから、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和8年6月16日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

教

示

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所宮崎支部に訴訟を提起することができる。